事例No.	102
公表年度	H28
団体の属性	一般市
団体名	長崎県対馬市

事例区分	第三セクター

タグ	・会社法法人 ・歳入確保

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（出資引揚（民営化））

事例内容・タイトル

株式の譲渡と施設の無償貸付（民間活用・委託）

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	株式の譲渡と施設の無償貸付
団体名	長崎県対馬市
法人名	(株)カミレイ

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	32,519
標準財政規模(百万円)	18,910
財政力指数	0.19

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

対馬市	5(50.0%)
その他	5(50.0%)
役職員数(人)	13

[経営状況]

経常収益	19
経常損益	4
当期純損益	4

(単位:百万円)

資産	11
負債	8
純資産	11

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

(株)カミレイは、地元水産業の振興を目的として、対馬市(旧上対馬町)によって平成 10 年度に設立され、主に餌付や養殖の餌等の保管を行う冷凍冷蔵庫事業並びに水産物の栽培事業を中心とした事業を実施してきた法人である。





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

当該事例は、対馬市外郭団体経営検討委員会の提言に基づく改革プランにより民営化を実施した事例である。

対馬市外郭団体経営検討委員会とは、「外郭団体の見直しに関する指針」に基づき、平成 18 年 2 月に設置されたものであり、外郭団体の経営についての提言や、改革の進捗について監督等を行っている。

平成 22 年 1 月、当委員会から、(株)カミレイについて「地元水産業の振興に寄与することを目的に設置された経緯はあるが、冷凍冷蔵庫事業、栽培事業ともに公益性よりも利益追求型の色合いが強く、決算状況などからも組織的、経営的に行政の支援に頼ることなく民間で可能な事業であり、民営化が適当である。」との提言がなされた。

これを受けて、市と(株)カミレイ間で協議を行い、株式譲渡による民営化を実施した。

2. 取組みの背景、理由、着手のきっかけ

平成 18 年 2 月に設置された「対馬市外郭団体経営検討委員会」において、国の第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、市が出資・出えんする外郭団体について所要の評価・検討が行われ、平成 22 年 1 月、外郭団体ごとに必要な改革案の提言がなされた。

この提言の中で、(株)カミレイについては民営化が適当であるとされたため、対馬市において平成 22 年 7 月に「外郭団体改革プラン」を作成し、民営化に向けて市と(株)カミレイとで協議を行った。

＜(株)カミレイ経常損益及び団体からの財政支援状況＞　　(単位:百万円)

	H18 年度	H19 年度	H20 年度
経常損益	1	7	4
団体からの財政支援			
団体からの補助金収入	0	0	0
損失補償付債務残高	0	0	0
貸付金	0	0	0

3. 取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

平成 10 年度　株式不発行で(株)カミレイの株 100 株を対馬市が保有。

平成 22 年 1 月　対馬市外郭団体経営検討委員会から(株)カミレイの民営化が提言される。

平成 22 年 7 月　対馬市において「外郭団体改革プラン」を作成、民営化に向けて市と(株)カミレイとで各種調整、検討を開始。

その後、平成 25 年度からの民営化を目指すこと、また、株式譲渡を行うことで合意。

平成 24 年 9 月　(株)カミレイ臨時総会において民営化が承認され、株式譲渡について具体的な協議を開始。

(株)カミレイ側が経営状況について慎重に判断したい意向であったため、約 3 年間民営化による経営への影響等について慎重に調査・検討を重ねる。

平成 27 年 9 月　(株)カミレイから、対馬市保有株の無償譲渡及び現在事業に使用している市施設の無償貸借についての申入れがなされる。

平成 27 年 11 月　申入れのあった対馬市保有株の無償譲渡及び市施設の無償貸借について、後者については例規等に則り無償貸付と判断するも、前者については便宜の供与に当たると判断し、認められない旨を回答。

この回答を受けて、(株)カミレイ取締役会において、同会社の株主兼代表取締役である(有)神宮運輸が有償譲渡を受けることが承認される。

但し、これは自社株式の買戻しではなく、対馬市と(有)神宮運輸との株式譲渡である。

平成 27 年 12 月　対馬市において(株)カミレイ取締役会における決議事項通知書を受理したため、市保有株式の譲渡を申込む。当該株式は不発行であり、株式譲渡契約の締結によって効力を生じるため、会社法等に則り、対馬市において株式譲渡に係る契約書を作成のうえ、(株)カミレイに対し株主名義書換請求を行う。

なお、この契約書の作成においては、特に専門家の助言等は受けず、一般的な譲渡契約書等を参考に、市の任意様式にて作成した。

平成 28 年 1 月　株式譲渡契約締結、併せて株式名義書換請求書を提出。

3. 取組の具体的内容(つづき)

平成 28 年 3 月　平成 27 年度補正予算にて株式等売払収入(5,000 千円)を計上し一般財源へ充当。
市議会へ株式譲渡について報告。

(2)取組の具体的な進め方

	H10年度	H18年2月	H22年1月	H24年9月	～	H27年11月	H28年1月	H28年3月
対馬市外郭団体経営検討委員会		設置	民営化の提言					
(株)カミレイ	設立			臨時総会	民営化の影響検証	取締役会		
対馬市	株式保有				民営化の影響検証		株式譲渡契約、株式名義書換請求	
市議会								株式譲渡の報告

4. 取組の効果

短期的な効果としては、株式の譲渡という手続をとったため、(株)カミレイの貸借対照表上で負債を生じさせることなく、また、資産(現金)と純資産(株)を減少させることなく民営化することができた。

また、対馬市においては、効果を発揮し終えていた株式を、譲渡により財産収入として一般財源に充当させることで、有効に活用することができた。

長期的な効果としては、行政の将来的なリスク回避、及び法人の自主・自立的な経営体制の醸成ができた。

5. 今後の課題(今後の方針、残された課題等)

当該法人へ無償貸付としている施設については、今後、耐用年数の経過に伴う老朽化が想定されるため、更新または廃止等の基本方針について継続的な協議を行っていく必要がある。

6. 他団体の参考となり得る点(苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等)

対馬市において前例が極めて少ない株式譲渡を行った事例であるため、ノウハウがなく、会社法等の関連法規を慎重に確認しながら手続を進めなければならなかった。諸所の作業に時間を要したため、対馬市外郭団体経営検討委員会の提言からおよそ6年の期間を経たが、最終的には目的どおり民営化を実現することができた。

(株)カミレイに対しては、当該委員会の提言の趣旨をよく理解してもらうよう丁寧な話合いを重ね、きちんと理解が得られたことで、円滑に民営化を進めることができた。

第三セクターの民営化は、多様な要因が重なる複雑かつ困難な問題であるため、明確な方針を設定し、それに基づき粘り強く真摯に取組むことが必要である。

<参考>地方公共団体の問合わせ先

担当課	対馬市財政課	連絡先	0920-53-6111